

組 対 第 798 号

平成20年3月27日

埼玉県警察本部長

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく調査等実施要領の制定について

(通達)

(概要)

本通達は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定される

- 報告徴収、調査、立入検査等の実施要領及び実施に当たっての留意事項
- 法違反の特定事業者を発見した場合の措置要領

等を定めている。